

第50号議案

中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の管理を行わせる指定管理者の要件を改める必要がある。

中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例

(中野区障害者福祉会館条例の一部改正)

第1条 中野区障害者福祉会館条例(昭和54年中野区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の4中「社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で」を削り、「もの」を「法人」に改める。

(中野区立かみさぎこぶし園条例の一部改正)

第2条 中野区立かみさぎこぶし園条例(平成15年中野区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「基づき」を「より」に、「社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人」を「法人」に改める。

(中野区立障害児通所支援施設条例の一部改正)

第3条 中野区立障害児通所支援施設条例(平成15年中野区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で」を削り、「もの」を「法人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の中野区障害者福祉会館条例第3条の4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後

に指定する指定管理者による会館の管理について適用し、施行日前に指定した指定管理者による会館の管理については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の中野区立かみさぎこぶし園条例第8条第1項の規定は、施行日以後に指定する指定管理者による施設の管理について適用し、施行日前に指定した指定管理者による施設の管理については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の中野区立障害児通所支援施設条例第6条第1項の規定は、施行日以後に指定する指定管理者による施設の管理について適用し、施行日前に指定した指定管理者による施設の管理については、なお従前の例による。